生活☆11○番



各位

会社名シェアリングテクノロジー株式会社代表者名代表取締役 CEO 森吉 寛裕(コード:3989 東証グロース)問合せ先管理 部長 矢野 悟(TEL.052-414-6025)

第 14 回新株予約権(有償ストック・オプション) の発行に関するお知らせ

当社は、2023年7月28日付「第三者割当による第13回新株予約権の発行及び信託型新株予約権インセンティブプランの導入に関するお知らせ」のとおり、同日付取締役会にて第三者割当により第13回新株予約権を発行すること及び当社従業員のための新株予約権信託(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)について決議しておりますが、同取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、本インセンティブプランの対象者とはならない当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、有償ストックオプションとして第14回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行する ものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたしま す。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、中長期的な業績拡大や企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力を高め、業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、本インセンティブプランの対象となる当社の従業員と同様に、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して、本新株予約権を有償で発行するものであります。なお、本新株予約権は、付与対象者に対する報酬としてではなく、対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

また、本新株予約権の目的となる株式の数は1,150,000株であり、2023年3月31日現在の当社発行済株式総数21,837,600株(議決権数216,175個)を分母とする希薄化率は5.27%(議決権の総数に対する割合は5.32%)であります。しかしながら、本新株予約権には、「II.第14回新株予約権の発行要領3.新株予約権の内容」に記載のとおり、当社の営業利益に関する業績達成条件が定められております。具体的には、2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する2事業年度で合計した金額が2,500百万円以上となることが必要とされております。当該業績条件の水準は、当社の「暮らしのお困りごと」事業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、多様な機関投資家から投資対象となるべく、幅広い市場の選択肢を持つことを見据え、安定的かつ優れた収益基盤を有すると判断いただける基準を念頭に設定されております。

このように、本新株予約権に業績条件の達成が付されていることにより、その行使時には 取締役であることは条件として付されていないものの、その行使を可能とすべく、在籍中は 業績条件の達成と当社の株価上昇に向けた意欲を付与することが可能となり、当社の企業価 値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

Ⅱ. 第14回新株予約権の発行要領

シェアリングテクノロジー株式会社 第 14 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の総数

11,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当 社普通株式 1,150,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調 整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、330 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権発行にかかる取締役会決議の前取引日である 2023 年 7 月 27 日の東京証券取引所における当社株価の終値 597 円/株、株価変動性 79%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.0%や本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、 当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2023 年 7 月 27 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 597 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 × -

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株あたり 株式 数×1 込金額

調整後三調整前沒使価額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式 交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要 とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるも のとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2024年11月1日から2027年12月31日まで(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)とする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じ た額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する ものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、2024 年 9 月期から 2026 年 9 月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された連結営業利益の連続する 2 事業年度で合計した金額が 2,500 百万円以上となった場合(以下、「業績達成要件」という。)に、当該決算短信の公表日の翌日以降、行使することができる。なお、本新株予約権の割当日以後、当社が決算期末を 9 月末から他の月末に変更した場合には、変更後の最初に到来する決算期末から、業績達成要件への合致を判断するものとする。
 - ② 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。
 - ③ 新株予約権者が就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、背信行為があった場合、解任、又は、降格以上の懲戒処分をうけた場合など、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
 - ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能 株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはでき ない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2023年8月14日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社は、以下の各号に掲げるいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、取得日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の 承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥ 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元 株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。) 承認の議案
 - (7) 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要す るものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2023 年 8 月 14 日
- 9. 申込期日 2023年8月14日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数当社取締役(社外取締役を除く) 3名 11,500 個

以 上